

広報

ゆざわ

わたしたちのねがい

湯沢町民憲章

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
 清らかな愛情あふれるまち
 すこやかな活力みなぎるまち
 さわやかな誰かが訪れたいまち
 みんなで力をあわせ
 豊かで明るく住みよい
 文化の香り高いまちをつくりしよ



あした
 商工会青年部の皆さんと「希望への灯り」への協力を呼びかけるミス駒子
 （左から、海老澤一恵さん、木原和枝さん、笹崎優子さん）



雪中神輿



ゆきあらし
 子供雪雷太鼓

3月5日(土)夜、布場スキー場を会場に、「第53回越後湯沢温泉雪まつり」が開催され、子供雪雷太鼓、雪中神輿、タイムス滑降などが行われました。
 また会場では、昨年12月から行われている「希望への灯り」の点灯会場が設けられ、商工会青年部の皆さんが協力を呼びかけていました。
 毎年恒例のミス駒子コンテストは、海老澤一恵さん(東京都三鷹市)、木原和枝さん(神奈川県横浜市)、笹崎優子さん(新潟市)の3人が選ばれました。

主 内 容

町長施政方針演説	2 ~ 5
国民健康保険	6
町営住宅入居者募集	7
保健センターだより	8 ~ 10
町の奨学金貸与と就学援助	11
カルチャーセンター講座参加者募集	12
湯沢中央公園有料施設予約抽選会	13
お知らせ	14 ~ 16

町長施政方針演説(要旨)

3月4日、町議会の開会に先立ち、町長から平成17年度の施政方針が表明されました。ここでは、その要旨を掲載します。

行財政改革の推進

地方自治体を取り巻く環境は急激に変化しており、これらに対応するための行財政改革は重要課題です。

これまでも行政改革大綱を策定して、その時々々の社会経済情勢に対応すべく改革を実施してきました。

今後は、この見直し結果を著実に実施していくとともに、更なる経費の節減を図るため、毎年見直しを行っていきます。

総合計画

「後期基本計画」策定

町は、総合計画を平成13年度から22年度までの「基本構想」と、平成17年度までの「前

期基本計画」を定め、推進してきました。

今後は、時代の変化や社会の要請に応じた新たな行政需要に対応した独自のまちづくりを進めていくために、平成18年度から22年度までの「後期基本計画」を策定することになります。

なお、計画策定にあたって総合計画審議会を組織・構成し、広く町民の意見を反映した後期計画となるよう調査検討を行い、策定していきます。

町税の徴収対策

町内担当の町税等徴収嘱託員は2名体制とします。これにより、さらにきめ細かな臨戸徴収を行い、徴収業務の充実を図れるものと考えています。

また、納税環境の整備充実を図るため、平成16年度から収納代行制度を利用し、全国の金融機関で町税等の口座振替を可能としています。

平成17年度からは、コンビニエンスストアでの納付を可能とするための準備を進めています。

これにより曜日、時間等関係なく納付できることになり、徴収率の向上に貢献するものと考えています。

国土調査事業

平成5年度より国土調査事業の地籍調査を、土地の一筆ごとの所有者、境界、面積、地目及び地番の調査を目的とし土樽地区から実施してきました。

平成16年度末における調査終了面積は7.15km²で、全体計画の7.6%が終了しました。この調査が進みますと、土樽地区における平地の調査は平成19年度には終了する見込み

です。

平成17年度の事業予定は、松川・土樽地区の約0.6km²の一筆地調査及び地籍測量調査です。また、三俣地区における平成18年度からの補助事業実施に向けて準備調査を進めていきます。

情報化の推進

各自治体においては、電子自治体の実現に向けた取り組みを推進しています。

湯沢町においても、行政事務のIT化に向け庁内LAN、総合行政システム、地理情報システム等の導入をすでに終了したところです。

こうした情報化社会に対応し、個人情報保護対策を図るため、「個人情報の保護に関する法律」が4月1日から施行されます。この法律にあわせ湯沢町個人情報保護条例」を改正するとともに、セキュリティ対策の一層の確立を図ります。

防災対策と住民意識の高揚
昨年10月に発生した中越大



昨年の「湯沢町総合防災訓練」

震災では、湯沢町は幸いのことと直接的な被害は、わずかで済みましたが、災害時における対応、特に初動時の対応について、停電・通信不能を前提に防災マニュアルの見直しと施設設備の整備を実施していかねばならないものと考えています。

また、災害時には、自分のことは自分で守るが大原則であるという観点から、地域(町内)での防災対応についても啓蒙していく必要があるものと考えています。

快適な生活環境に向けて

環境衛生対策

ごみを捨てる社会からごみを出さない循環型社会を目指します。

ごみの減量化推進による経費節減とともに、現在ののごみ袋料金や直接搬入料金等の見直しを広域連合及び関係市町とともに検討していきます。

水道事業

水道は、町民生活にとって欠かせない最も基本的な施設です。

「安全で安心して飲める水の安定供給」を図るため、水源の管理と水質維持管理を強化するなど健全な経営の維持に努めるとともに、災害時における給水体制等に万全を期すため、耐震性等を考慮しながら、石綿管の更新等の施設整備も計画的に進めていきます。

下水道事業

下水道は、健康で快適な生活環境の形成や自然環境の保護など、公共水域の水質保全を図るため、基幹的な施設です。

平成16年度公共下水道の基

幹的な整備は、管路等の布設困難な地域等を除き終了しました。今後は、未整備地区である三俣・一居地区の全体調査策定に着手し、下水道整備促進を図りたいと考えています。

また、収入が確保され下水道事業の健全経営ができるよう、戸別訪問等による下水道への接続の勧奨や下水道使用料の滞納整理に取り組んでいきます。

温泉管理事業

温泉集中管理事業の基本である温泉資源の保護を図り、温泉の効率的な供給を行い、財政基盤の確立と施設整備や維持管理に万全を期していきます。

本事業の民営化については、源泉所有者等の皆さんと話し合いを行っているところであり、平成17年度末には実現に向け取り組んでいきます。

人々が安心して、健康やかに暮らす

地域を形成するために

社会福祉の増進

住み慣れた地域の中で安心して生活が送れるように、福祉、保健、医療の充実に努めて

いきます。特に、高齢者に対しては、生きがいづくりと健康づくり事業を進めます。

社会福祉の推進には、社会福祉協議会を中心に町民ボランティアの皆さんとともに、民生委員や福祉関係団体との連携を深め、生活弱者の支援を進めていきます。

少子化対策と児童福祉の充実

少子化により保育園児数の減少が続く、今後子どもたちに適切な保育を行うことが困難となる保育園が一部で生じることになります。このため、町全体の保育園統廃合と再編を含めた将来における保育園運営についての検討案をさらに具体的に進め、平成18年度からの計画的な実施に向けての準備を進めていきます。

健康づくりの推進

町民と地域と行政が一体となった健康づくりを目指してファミリー健康プランが策定され、重点的に小中学校との連携や母子から高齢者にいたるまでの諸事業を通じて、たばこ「アルコール」「こころ」に関する健康教育に取り組んでいきます。

また、保健医療センター等を利用して、精度の高い快適な検診ができるよう環境整備にも努めますが、検診個人負担金については適正な費用負担をお願いしたいと思います。

また、母子保健事業では、妊産婦が平等に助成を受けられることができるように、医療費助成から健康診査受診券の発行へ切り替えることにしました。

介護保険事業の運営

介護保険事業では、保健医療センターの介護療養型病棟の有効利用により、施設介護サービスマスです充実し、在宅介護サービスマスとあわせ必要な介護サービスマスが提供されています。本年度は、介護保険制度第2期の最終年度であり、第3期に向けて在宅介護サービスマスの予防を重視した質的向上や施設介護サービスマスでは適正負担が求められています。

介護保険制度の大きな改正の中で計画づくりが行われま

国民健康保険事業

長引く不況による国保被保険者の担税力の低下に加え、医療環境の整備による医療保

険給付費及び老人保健医療費拠出金等の急増により、国保の財政状況は大変厳しくなっています。このため、国民健康保険事業では、被保険者の健康の保持・増進を図るほか、国保財政の安定的運営のために収納率の向上と保険事業の充実による医療費の削減を重点に取り組みます。

病院事業

地域医療を目指し、保健医療センター長をはじめ、職員

産業の活性化に向けて

観光業の振興

昨年の中越大震災は、湯沢町にとって風評被害というべき危機的状況をもたらしました。

行政・観光・経済関係団体が一致団結して風評被害に対応すべく誘客宣伝行動に取り組めたことは、町民の結束

力の強さを改めて認識しました。

新しい発想と積極的な戦略をうって、厳しい地域間競争に打ち勝つ努力をしていきます。

まず、観光振興による増益対策として未達成の「観光立町宣言」を行い、低迷を続ける湯沢町経済の底上げを図ります。そのため、観光立町推進委員会及び四部会の活動を中心に、引き続き計画と実行と評価を行っていきます。

また、中断しています湯沢町観光協会の法人化について協議を進め、国内外からの誘客を目指します。

体験工房「大源太」をふるさ



昨年の「こらっしやい湯沢収穫祭」

と味覚体験の拠点として、引き続き支援するべく体制整備を進めます。

商工業の振興

観光関連産業が主たる産業構造となっている湯沢町では、観光産業と商工業の関係を強化することが、正に全産業の振興につながります。そのため、町商工会を中心に商工団体、金融機関と連携を深めていきます。

長引く不況の影響と中越大地震風評が未だに払拭されない中、経営の安定に支障をきたしている中小企業者等に対し、セーフティーネット保証制度に基づく運転資金の借り換え融資のための認定の周知に努めます。

中小企業経営者やその後継者もしくは従業員が、経営研修会やセミナーを受講する場合、人材育成の観点からその受講料について一定基準により支援します。

構造改革特別区域の認定申請

構造改革特別区域（湯沢温泉どぶろく特区）の認定申請について、湯沢町全域を区域として「特定農業者に濁酒製

造特例措置」の申請を内閣府に提出しました。

町全体の総合的な経済効果を生み出し、地域振興に役立つものと考えています。

なお、個々において資格要件のある者の濁酒の製造販売の参入については、許可申請等が必要となります。現在、3月末日までに特区計画が認定・許可されるよう審査協議を進めているところです。

町営共同浴場の利用増進

今後、増加が予測される施設の老朽化に伴う大規模改修・維持修繕費等を捻出し、これからも安定した運営を続けていくために、利用料金改定をお願いせざるを得ない状況となりました。

湯沢町を訪れる観光客の減少と相まって、料金収入の92%を占める一般入浴者が減少し続けています。多くの方から町営共同浴場をご利用いただくため、現在の会員資格を見直し、利用される全ての方が会員資格を得られるよう制度を改め、利用者の増進を図っていききたいと考えています。

観光事業

湯沢高原アルプの里は、湯沢観光の拠点として営業活動を展開してきました。平成13年には、開業以来最高となる来場者を迎え夏営業の基盤作りが確立されたところですが、平成14年・15年と冷夏による営業不振のため、観光事業の経営不振が続いていたなか、さらに昨年10月に発生した中越大地震の影響で客足が止まり、経営不振に拍車をかけました。

これまで、一般会計財政支援では、平成15年度で2億6,200万円の助成を受け、さらに平成16年度には3億5,100万円の助成が見込まれています。

しかし、一般会計の助成も限度があり、そこで抜本的な観光事業の改革改善に取り組むために、観光事業改革検討委員会を組織し、営業形態を直営か、民間委託か、譲渡かの視点で根本から見直し、検討を進めてきましたが、観光事業においては、今後の債務処理と職員の処遇及び後年度負担発生など考慮すると、当面現行直営の継続経営が望ましいものと考えています。しかしながら、観光事業の経営に

ついて多くの課題がありますので、さらに検討を行っただけで方向性を出していききたいと思えます。

平成17年度観光事業会計予算において、ロープウェイ料金改定による収入増を図りながら夏観光に重点を置くとともに、また支出においては、経費の徹底縮減を図り、不採算部門の整理縮小など積極的な見直しをすることとし、財政支援も通常の企業償還金以外は受けない予算としました。

農林業の振興

新しい米政策も2年目を迎えてきました。湯沢町には前年比マイナス4.14tの764.39tの生産量が配分されました。マイナス原因の改善に取り組み、収量配分を増加させるとともに、農業者及び農業団体には、引き続き、生産調整の理解を得ながら生産調整100%達成を目指していきます。

中山間地域総合整備事業は、繰り越しとなっている土樽農村公園、旭原施設間連絡道及び用排水路の整備をもち、平成12年度から続いた事業が終了となります。完了した部分

から町が管理を受け継ぐこと
になります。活用計画を立て
て事業の目的である農村振興
の遂行に努めます。

町有林についてはその機能
に頼るところが大きいことか
ら、適正な管理に努めます。特
に、育成途上の森林にあつて
は重要施策と捉え、森林組合
と協働し、計画的に整備を進
めていきます。

安全で充実した
暮らしに向けて

道路基礎整備
国道17号の新三国トンネル
開削については、平成12年度
に群馬県新治村と促進期成同
盟会を設立し要望活動を行っ
てきました。一日も早い着工
に向けさらに要望していきま
す。

街路中央線の谷地内整備
につきましては、昨年用地等
の契約も完了したところで、
平成17年度に工事が開始され
ることになっています。その
先の楽町交差点までの改良整
備は、県関係部に引き続き
要望していきます。

新設改良については、引き
続き、中川線を残区間施工し
ます。

船沢橋については、架け替
えに向けての詳細設計・仮設
道路の工事を行い、これと並
行しながら架け替え工事の行
程について、JRRと協議して
行きたいと考えています。

公園整備
中央公園は、現在、都市計画
の変更(面積拡大)について手
続きを進め、今後5年間で整
備を行っていく予定です。

交通安全対策
高齢者の交通事故防止と
シートベルト着用の徹底を重
点に、町民一人ひとりの交通
安全意識の高揚、正しい交通
ルールと交通マナーの実践を
習慣づけることにより交通事
故の防止を図ります。

未来につながる
豊かな教育文化を
育むために

学校教育の振興
学校教育研究協議会と連携
しながら、児童生徒に確かな
力をつけるための個々に応じ
た指導力・評価力を高める実
践や研修に積極的に取り組ん
でいきます。さらに、町PTA
連絡協議会などの意見を聞き

ながら、学校や家庭・地域と連
携し、学力向上に向けた地域
ぐるみの取り組みを推進して
いきます。

生涯学習の推進と文化振興
「雪国館」では、2ヶ年をかけ
て購入した「雪国」日本画14点
を一同に展示するとともに、
既存の展示物についても大幅
な展示変更等を実施し、充実
を図ります。

平成9年から行われている
町史編さん事業もようやく最
終年度となり、町制施行50周
年に併せ、全巻刊行を目指し
作業を進めています。

青少年の健全育成
学校週5日制実施4年目の
本年は、さらに、青少年育成セ
ンター」の活動の充実を図る
ため、サークルや団体、関係機
関等のご協力を頂きながら家
庭教育、青少年教育、文化の継
承、体験活動を通じて青少年
の健やかな成長を促していき
ます。

冬季スキー国体準備に向け
て
「第64回国民体育大会冬季大
会スキー競技会」開催に向け、
新潟県、関係団体、開催地市町

村及び湯沢町準備委員会が一
体となり、全町民の盛り上げ
を図り、諸準備を進めてい
きます。

ジュニアスキー選手育成の
成果が実り、全国大会で優勝、
準優勝の選手が生まれていま
す。より一層の選手強化を進
めていきます。

国際交流事業

昨年は、アメリカ合衆国ユ
タ州ソルトレイク郡「マグナ」
に教育交流として湯沢中学生
14名を短期ホームステイに派
遣し、異文化を理解し交流を
深めるなど大きな成果を得て
います。本年も継続して中学
生派遣を行っていきます。

当面、教育交流を続け、信頼
関係を一層高めながら、姉妹
都市提携に結びつきたいと考
えています。

三俣地域振興対策

地元住民組織の「三俣未来
まちづくり協議会」からの要
望事業を地元協議会・国・県・
町の四者協議会において、事
業の対応の可否を含め具体的
内容の協議を精力的に進めて
きました。

町は、国に対して直轄事業

の具体的計画の早期提示と直
轄事業以外についても最大限
の支援を要望し、県には提示
のあつた項目のさらなる支援
拡充を要望していきます。

また、町は国から交付を受
けた行政需要費の範囲内で事
業を実施したいと考えていま
すが、現行補助制度の枠組み
の中ではこれ以上の費用負担
は困難な状況です。

町としては地域振興策の項
目をより多く実現するため、
国・県に対し財源支援を強く
要望するとともに、財源措置
を含め三俣地域振興策の早期
実現に向けて地元選出国会議
員や県議会議員への支援要望
活動を積極的に展開していき
ます。

これまでにない予算として
枠配分方式による編成を行う
など、経常経費の縮減に努め
ました。そして、税外収入の確
保を図るため、利用料等の改
定を行っていきます。

三位一体の改革も進展がな
く、一段と厳しい現状にあり
ますが、住みよい町づくりに
向けて努力していきます。

町民並びに議員各位のご理
解とご協力をお願いします。

国民健康保険

異動届は 14 日以内に

この春、進学する方あるいは社会人となる方、それぞれ新たな生活に向けて準備を進められていることと思いますが、忘れてはならないのが保険証の確認です。

国民健康保険証の内容に下表に掲げる異動が生じたときは、14日以内に届出が必要です。

【届出先】

住民課

784・3453

学が発行されている方へ

平成17年度も引き続き在学中で、保険証の必要な方は、4月22日(金)までに在学証明書を出してください。

なお、卒業・就職された方は、学保険証・印鑑・加入保険証を持参の上、喪失手続きにおいでください。

	届出が必要な事項	必要なもの
卒業・入学・就職したとき	修学のため、他の市区町村に住所を定めるとき(学該当の届出)	在学証明書・転出先住所・国保保険証・印鑑 在学証明書が間に合わない場合は、合格通知書など入学を確認できる書類を持参し、後日在学証明書を提出してください。
	学校を卒業し、就職して社会保険などに加入したとき(国民健康保険喪失の届出)	社会保険証・国保保険証・印鑑
	学保険証の交付を受けている方が卒業し、引き続き国民健康保険に加入するとき(学非該当の届出)	学保険証・国保保険証・印鑑・転入届
国保に入るとき	他の市区町村から湯沢町に転入してきたとき	印鑑・前住所地の市区町村の転出証明書・国保の世帯に入る場合は、その世帯の保険証
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑・職場の健康保険をやめた証明書・国保の世帯に入る場合は、その世帯の保険証
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑・被扶養者をはずれた理由の証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑・国保保険証・母子手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	印鑑・国保保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑・国保保険証・職場の健康保険証(未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑・国保保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑・国保保険証・保護開始決定通知書
その他	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑・国保保険証・年金証書
	湯沢町内で住所が変わったとき	印鑑・国保保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	国保保険証をなくしたとき(または汚れて使えなくなったとき)	印鑑・本人であることを証明できるもの(使えなくなった国保保険証)
	重度障害のある方が65歳になったとき、又は65歳を過ぎて重度障害の身体障害者手帳の交付を受けたとき(老人保健制度の届出)	年金証書・身体障害者手帳のいずれかの書類、保険証

町営住宅

入居者募集

入居資格

湯沢町に住所又は勤務先がある人
年間収入が町で定める基準に該当する人
現に住宅に困窮している人
単身者の申込は出来ません
家賃
収入額により決定します。
提出書類
町営住宅入居申込書（建設課に備え付けてあります。）
住民票
所得の証明できる書類
その他必要な書類
受付期間
3月22日（火）～29日（火）
午前8時30分～午後5時
（ただし土・日曜日は除く。）
選考方法
入居資格審査後に選考審査を行い、必要に応じて抽選会を行います。

募集住宅名

原新田町営住宅

（大字神立1332番地3）

募集戸数

1戸（世帯用）

規格等

平成13年築

高床式木造2階建

床面積約80㎡

1階：和室6畳、台所6畳、トイレ、浴室

2階：和室8畳、洋室6畳、物干場

地下（ピロティ）

敷金

80,000円

家賃（月額）

27,000円

（59,300円）

入居決定のあった日から、10日以内に次の手続きを行っていただきます。（手続きをしないときは入居決定を取り消すことがあります。）

町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。
納付期限までに敷金を納付すること。
10日以内に入居の手続きをすることができないときは、あらかじめ町長に届け出て指示を受けること。

申込・問合わせ
建設課用地係
784・4852

国税専門官募集 （大学卒業程度）

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門的知識を駆使し、国税に関する調査や指導などの事務を行う国税専門官の採用試験を次のとおり実施します。

採用されると、税務大学校で約4か月間、税法・簿記などの基礎研修を受け、その後、税務署において一定の実務経験を経て、国税調査官・国税徴収官などに任用されます。

また、専門的知識・技能等を習得するため、約7か月間の専科研修をはじめ各種の研修も予定されています。
なお、採用された国税局又は沖縄国税事務所管内において、随時転勤があります。

【受験資格】

昭和53年4月2日～昭和59年4月1日生まれの者

昭和59年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者

(1) 大学を卒業した者及び平成18年3月までに大学を卒業する見込みの者

(2) 人事院が1に掲げる者と同等の資格があると認める者

【受験申込受付期間】

4月1日（金）～15日（金）
申込書の提出はできるだけ郵送（配達記録）にしてください。（4月15日消印有効）

【申込書提出先】

第1次試験地を所轄する国税局（沖縄国税事務所）

【試験日と試験科目】

○第1次試験
6月12日（日）

教養及び専門試験（多肢選択式）、専門試験（記述式）

○第2次試験

7月25日（月）～28日（木）
第1次試験合格通知書で指定する日）
人物試験及び身体検査

【合格者発表日】

○第1次試験
7月5日（火）

○最終合格

8月30日（火）

【問い合わせ】

小千谷税務署
0258・83・2090



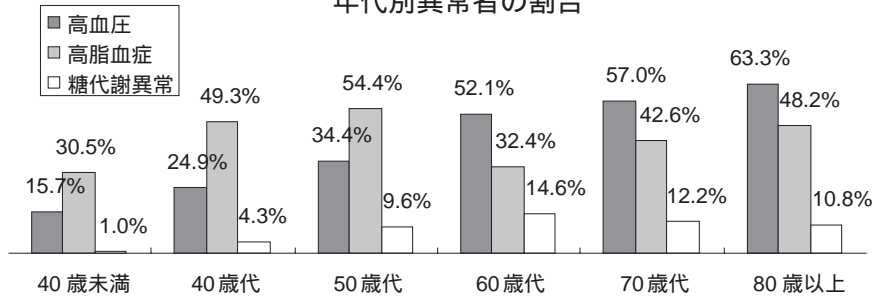
保健センターだより

～平成16年度基本健診・がん検診の結果から～

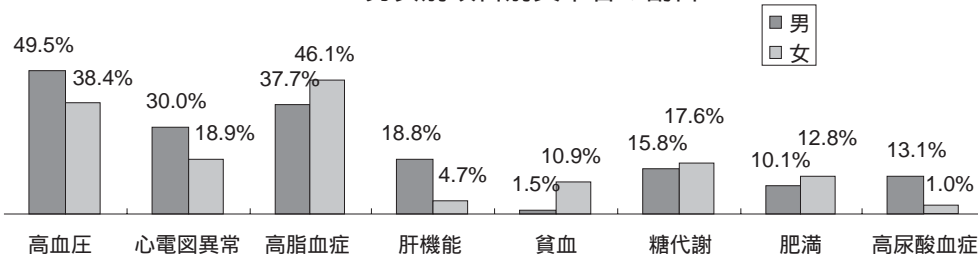
生活習慣病予防のチェックは 基本健診

受けっぱなしになっていませんか。「医療機関で再検査が必要」といわれた方は受診はしましたか。もう一度確認してみましょう。

年代別異常者の割合

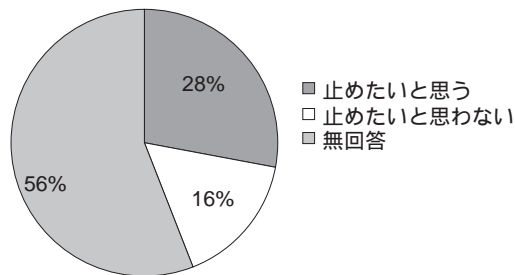


男女別項目別異常者の割合



健診結果からみえること
健診で、「血圧が高い」「コレステロールが高い」などが指摘されていませんか。
脳卒中や心筋梗塞などはある日突然発症するわけではなく、体重の増加、血糖値・血圧の異常などが静かに進行した結果として現われるのです。数値が高いということは、生活習慣病予備軍の段階です。生活習慣を見直し改善していきましょう。

喫煙者の禁煙意識についての割合



たばこを止めれば医療費が下がる？
たばこの中には200種類以上もの身体に害がある物質が含まれているため、いろいろな病気を引き起こす要因になっています。
喫煙者の3割くらいの人はたばこを止めたいと答えています。「止めたいが止められない」「これが生活習慣の手ごわいところ」です。
自分一人では上手く行かないときは他の人の手助けを借りることも大事です。保健センターではいつでも応援の手をさしのべています。



乳がん検診(マンモグラフィ併用)

受診者数 426人
 要精検者数 66人
 精検率 15.5%
 がん発見 2人
 精検結果の大半は乳腺症であった。

胃がん検診

受診者数 950人
 要精検者数 96人
 精検率 10.1%
 がん発見 2人
 精検者のうち22人は異常なし。(割合22.9%)

子宮頸がん検診

受診者数 378人
 要精検者数 7人
 精検率 1.9%
 がん発見 0人
 対象者を25歳に引き下げたが、25～29歳の受診者は3人であった。

肺がん検診(胸部レントゲン)

受診者数 2,287人
 要精検者数 67人
 精検率 2.9%
 がん発見 0人
 がんの疑い 1人
 精検者のうち36人は異常なし。(割合53.7%)

大腸がん検診

受診者数 1,262人
 要精検者数 63人
 精検率 5.0%
 がん発見 1人
 精検者のうち18人は異常なし。(割合28.6%)

肺がん検診(喀痰細胞診)

受診者数 78人
 要精検者数 0人
 喫煙者508人中、喀痰検査実施者は78人。
 受診率15.4%と低い。

平成17年度 乳幼児予防接種カレンダー の配布について

町では、伝染病の流行を防ぐとともに、予防接種を受けた本人が病気にかからないよう、あるいはかかっても重くならないようにするために「予防接種事業」を実施しています。

3月20日(日)までの間、「平成17年度乳幼児予防接種対象者」に対し、母子保健推進員による訪問配布、保育園での配布、対象者に直接郵送などで、「平成17年度乳幼児予防接種カレンダー」を配布しています。配布期間を過ぎてもお手元に届かない場合は、お手数でも保健センター(784-3149)までご連絡ください。

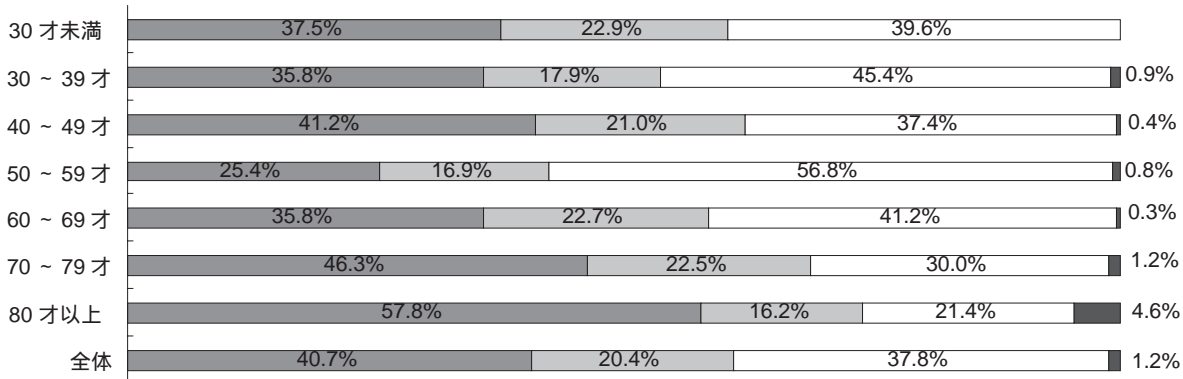
男性では、胃がんをぬいて肺がんが死亡の第1位になつていきます。60歳以降はがん発見が急激に増えてきます。早期発見のために年1回のがん検診は必ず受けましょう。肺がん予防は禁煙が何よりも大切です。

子宮頸がんは、20歳代で増加しています。乳がんは、40から60歳までががん発生が多い年代です。子宮・乳がん検診ともに、最近の研究から2年に1回の検診で有効と

されました。しかし、乳がんは月に1回は乳房を触る自己検診法ががん発見に非常に有効です。

肺がんは肺の奥に発生するがんと肺の入り口に発生するがんがあります。レントゲンは肺の奥のがんをみつけ、喀痰は肺の入り口のがんをみつめます。特に喫煙者は肺の入り口付近にがんがでやすいですので、喀痰検査をぜひ受けましょう。

尿中塩分量 年齢階級別の割合



薄味の調理のヒント

酸味を上手につかう



酢や柑橘類(レモン、ゆずなど)を利用

一品にだけ塩味をきかす



他の食品は素材の味を生かす

スパイスをきかせる



こしょう、カレー粉など

料理の表面に味つけを



薄味を感じさせない

塩分(醤油・味噌等含む)は1日10g以下(血圧が高めの方は6g以下)が目安とされています。(塩10gはティースプーン約1杯)

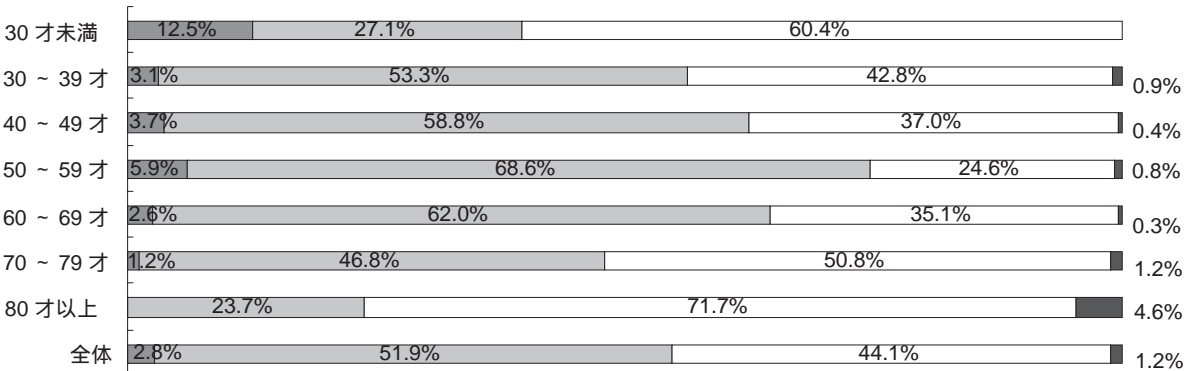
10g以下の青信号の方は全体の4割(40.6%)でした。半面、12g以上の赤信号の方も4割弱(37.8%)みられ、中には20g以上の高塩分摂取者もいました。年代別では、50歳代の方に塩分を摂り過ぎていく傾向がみられます。

子育て世代といわれる40歳代以下の家庭においては、同じ食生活をしている子どもたちも塩分の摂りすぎが懸念されま

す。

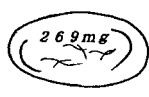
「薄味の調理のヒント」を参考に、家族全体でうす味に少しずつ慣れていきましよう。

尿中カリウム量 年齢階級別の割合



具沢山みそ汁

ほうれん草20g にんじん10g
じゃがいも30g キャベツ20g
たけのこ 20g 干しわかめ1g



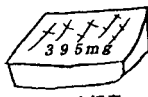
にらたまスープ

にら 20g たけのこ30g
卵 20g 玉ねぎ 20g



野菜サラダ

おかひじき20g トマト50g
ブロッコリー20g レタス20g
グリーンアスパラ15g



切り干し大根

切り干し大根10g
にんじん 20g
ゆめしほ 10g
ごぼう 10g



かぼちゃの煮付け

かぼちゃ60g
厚揚げ 40g



モロヘイヤの納豆和え

モロヘイヤ 60g
納豆 20g



オクラマあえ

オクラ 20g
トマト 100g
かつおぶし 2g



小松菜のおひたし

小松菜 80g
えのきだけ10g
干しひじき 2g

カリウムは1日3,500mg以上摂る事が望ましいと言われる、血圧を下げる働きもあります。カリウムは野菜や海藻・きのこ・果物に沢山含まれています。カリウムが多いということは、野菜がしっかりと食べられているということにもなります。

3,500mg以上摂取している方はわずか8人(0.4%)しかおらず、全体的に野菜が不足していることが伺えます。若者や高齢者に摂取量が少ない傾向がみられますが、若者は食べている人と食べていない人の両極端も傾向として見られます。

調理の例を参考に、今より1,000mg多く摂ることを心がけましょう。

基本健診の中で、どのくらい塩分や野菜を摂取しているか検査をしてみました。

1) 利用ください

町の奨学金貸与と就学援助

奨学金貸与制度

修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、町の予算の範囲内で奨学金を貸与する制度です。

【奨学生の資格】

湯沢町に住所を有する者の子弟であること。

高等学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校又は各種学校等に在学し、他の公的奨学金の給与又は貸与を受けていない者。

心身ともに健全で修学に意欲のある者。

世帯の前年の所得税の合計額が50万円以下であること。

【貸与額】

● 高等学校又は専修学校の高等課程等

：月額20,000円以内

● 大学、大学院、短期大学、専修学校の専門課程等

：月額50,000円以内

【貸与期間】

貸与決定の月から在学する学校の最短修業年限の終期まで。

【貸与利息】

貸与利息は無利子です。

【返還期間・方法】

貸与を終了した翌年度から貸与を受けた年度数の2.5倍の年数で、半年賦での返還（半年毎の支払い）となります。

【申請に必要なもの】

申請書、その他必要書類（申請書は学校教育課にあります。）

【申請受付期間】

3月31日（木）まで
平成17年度の新規申請者は、この期間内で取りまとめますが、予算の範囲内で年度途中でも随時受付します。

就学援助制度

経済的理由等により、就学困難な児童生徒が、義務教育を円滑に受けることができるよう、学用品費や給食費等の一部を援助する制度です。

保護者の申請に基づき教育委員会がその内容を審査して認定した場合に支給されます。

なお、認定は単年度ごとです。現在認定されている方でも申請が必要です。

【申請に必要なもの】

申請書（教育委員会学校教育課にあります。）
添付書類

● 町民税の課税証明書、確定申告書の写し、源泉徴収票など所得を確認できるもの

● 児童扶養手当を受けている場合には、最新の児童扶養手当の証書又は認定通知書の写し

● 世帯更生資金（生活福祉資金）の貸付を受けている場合には、世帯更生資金の貸付決定書の写し

● 町民税、事業税、固定資産税、国民年金掛金、国民健康保険料（税）の減免及び免除を受けた場合はその決定通知書の写し

【申請受付期間】
3月31日（木）まで

詳しくは、学校教育課 784・2211へお問い合わせください。

詳しくは、学校教育課 784・2211へお問い合わせください。

平成17年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

縦覧期間	4月1日(金)～5月31日(火)
縦覧帳簿	土地・家屋価格等縦覧帳簿
縦覧対象者	固定資産税の納税者 納税者と同居の親族、納税者の代理人 免税点未満の固定資産の所有者は縦覧できません。 自分の所有するすべての固定資産の評価額が、土地、家屋それぞれごとに次の価格に満たない人。 土地：30万円 家屋：20万円

【問い合わせ】
税務課資産税係
784 - 3452

カルチャー センター講座

参加者募集

太極拳講座

- 《期日》 4月11日～12月5日の毎週週月曜日
(全24回、ただし5月～11月の第1週・
祝日・8月15日は除く。)
- 《時間》 午後7時30分～8時30分
- 《会場》 小ホールまたはアリーナ
- 《対象》 中学生以上
- 《講師》 (財)全日本太極拳協会上級総合コーチ
本間 明美氏
- 《受講料》 10,000円
- 《服装》 動きやすい服装
- 《持ち物》 屋内用シューズ、汗ふきタオル
- 《定員》 30人

カンフー講座

- 《期日》 5月2日～11月7日の毎月第1週の
月曜日(全7回)
- 《時間》 午後7時30分～8時30分
- 《会場》 小ホール
- 《対象》 中学生以上
- 《講師》 (財)全日本太極拳協会上級総合コーチ
本間 明美氏
- 《受講料》 3,000円
- 《服装》 動きやすい服装
- 《持ち物》 屋内用シューズ、汗ふきタオル
- 《定員》 20人

ヨーガ講座

- 《期日》 4月12日～7月12日の毎週火曜日
(全12回、ただし5月3日・31日を除
く。)
- 《時間》 4月13日～7月13日の毎週水曜日
(全12回、ただし5月4日・6月1日
を除く。)
- 《時間》 午後7時30分～9時

午後1時30分～午後3時
《会場》 柔剣道場または小ホール

- 《対象》 中学生以上
- 《講師》 広池秋子ヨーガ健康法師範
田村 ノブイ氏
- 《受講料》 とも各5,000円
- 《服装》 体を締め付けない動きやすい服装
- 《持ち物》 汗ふきタオル
- 《定員》 30人

ヒップホップ 無料体験講座

- 《期日》 4月10日(日)
- 《時間》 午前10時～11時
午前11時15分～午後12時15分
- 《会場》 アリーナ
- 《対象》 小学生
中学生以上
- 《講師》 今成 仁氏
- 《受講料》 2001年から2004年まで
ニユーヨークにダンス留学

申込方法

太極拳・カンフー・ヨーガ講座は、カルチャーセンター窓口で受講料を添えて申し込みください。(受付時間：午前8時30分～午後5時15分)
ヒップホップ無料体験講座は、電話・ファックスでも申し込みできます。

申込締切

4月7日(木)まで(ただし、定員になり次第締め切ります。)

申込・問い合わせ

(財)湯沢町都市施設公社 784 - 1511 FAX 785 - 6911

無料
《服装》 動きやすい服装
《持ち物》 屋内用シューズ、汗ふきタオル
《定員》 なし
好評の場合、5月11日(水)から定期講座として開講予定。

平成17年度

湯沢中央公園有料施設予約抽選会

【日時】

4月8日(金)

受付時間：午前9時～9時30分(時間厳守)
抽選会：午前9時30分～午後2時頃まで

【予約対象期間】

4月29日(金)～5月5日(木)

7月16日(土)～9月19日(月)

この期間以外は、常時予約申込を受付していません。ただし、予約と同時に使用料を納入してください。

【施設】

湯沢カルチャーセンター

…アリーナ、小ホール、柔剣道場(会議室等は対象外)

湯沢中央公園屋外施設

…テニスコート(南18面、北4面)、野球場、陸上競技場

少年野球場、運動広場、ゲートボール場

【注意事項】

抽選会への参加は、湯沢町に一般向け宿泊施設を所有し、旅館業を営む方のみとします。又、一宿泊施設につき代表者1人限りとします。

申し込みと同時に施設の使用料を全額納入してください。

予約は、1施設連続5日間以内で、テニスコートについては4面までとします。

施設予約後の他者への転貸はできません。

【問い合わせ】

(財)湯沢町都市施設公社 784・1511

なお、抽選会以降の予約申し込みは、4月11日(月)から行います。受付時間は午前8時30分～午後5時までです。屋外施設については、中央公園管理事務室(787・3388)、カルチャーセンター内については、(財)湯沢町都市施設公社へお願いします。

ペットを飼うなら

マナーを守るなら

町のいたる所で、犬、猫などのペットに関する苦情が出ています。特に多いのが、犬や猫の糞公害です。飼い主が散歩中の糞の始末をしていないと、きちんと始末している人までも、白い目で見られてしまいます。

他人に迷惑をかけるようでは、ペットを飼う資格はありません。ペットを飼っている皆さん、もう一度動物を飼う際のマナーを考えてください。

散歩させるときには、必ず糞を回収してください。スパーなどに行くとき、ビニール袋に紙が入っていて、糞を拾っても手を汚すことなく、そのまま紙だけをトイレに流せる便利なものが売っています。

草むらや畑だからといって糞を放置しないこと。草刈や農作業をしている人のことも思いやってください。

これから雪が消えてきます。糞を放置したときは、雪の中に隠れますが、雪が消えると道路の脇が糞でいっぱいなんてことは、観光地と



を飼っていない人にとっては、怒りは倍増することでしょう。

家の犬はおとなしくて、人には絶対に噛み付かない。犬がかわいくて十分な運動をさせてあげたい。・・・

などと思つてか、散歩の時にリードや鎖を付けない人がいます。何か勘違いしていませんか。犬嫌いで怖がつている人も多いのです。散歩の時は、リードなどで繋ぎ、常に人間が犬を制止できる状態にしておくのが基本です。運動やしつけをコントロールするのは飼い主です。

夜、犬が吠えるときは、家の中に入れるなどして近所に迷惑をかけないようにすると共に、放し飼いは絶対にしないでください。

魚沼消防署湯沢分署からのお知らせ

784・3377

湯沢分署に新しい消防ポンプ車が入りました。

魚沼消防署湯沢分署に昭和62年に導入した水槽付(1トン積載)ポンプ自動車(1.5トン積載)消防ポンプ自動車(1.5トン積載)消防ポンプ自動車(1.5トン積載)が配備され、3月上旬から稼動しています。

このポンプ車は平成16年度国庫補助事業によるもので総額3,843万円(一般財源3,63万4千円、消防債2,850万円、国庫補助金629万6千円)と高価なポンプ車です。
「安全で安心して住める湯沢町」の一助となればと期待されています。



【主な装備】

- ・フルタイム低床四輪駆動車を採用し、悪路走行や積雪時の機動力アップを図っています。
- ・真空ポンプは無給油式とし、放水時にはオイルのたれ流しがなくなりました。
- ・車両火災等小規模の放水時には、小型の放水器具(フォグテック)が積載され、早い対応ができるようになりました。
- ・車両上部に積載の3連はしごは自動昇降装置が取り付けられ、短時間で取出しが可能となりました。

不審者・変質者 泥棒 泥棒に注意

不審者・変質者

最近、湯沢町でも、小学生を狙った不審者・変質者が出没しています。

不審者は「どこかに連れて行ってあげる」「何か買ってあげるからついておいで」などと声をかけ、子どもたちを誘惑します。

これからの時期、さらに多くなるのが予想されますので、不審者に声をかけられたときや、身に危険を感じたときは、大人のいる所まで逃げ、大きな声を出す、最寄りの

『こども110番』へかけこみ助けを求めるなどして自らの身を守りましょう。

また、登下校時は、人通りの多い明るい道を選び、友達と一緒に行動するなど十分に気をつけてください。

不審者を見たら警察に通報しましょう。

泥棒

最近、湯沢町でも、泥棒に入られた住宅がありました。

出かけるときは、ちよっとの時間でも必ず鍵をかけましょう。

そして玄関のドアや窓に補助錠を取り付け、窓ドア・ツーロックに。窓ドア・ツーロックとは、1つの扉に2つの鍵が付いていることです。

複数の鍵があることで、侵入犯が鍵を開けるのに時間がかかり、防犯効果が高まります。さらに、防犯ブザーも付けると安心です。

また、玄関の鍵がピッキン

グされやすい鍵かどうかは、鍵穴の形でチェックできます。防犯性の低い鍵の場合は、防犯性の高い「CPC錠」に交換したほうが安全です。

また、一戸建ての場合、最も多い進入経路は窓です。補助錠を付けたり、窓ガラスに防犯フィルムを張ったりして、窓からの侵入を防ぎましょう。防犯に最も役立つのは近所の目です。ふだんから近所づきあいを大切にし、外出時には声をかけ合って、不審者を近づけないよう協力しましょう。



県政のお知らせ

「見直し結果」の公表

「見直し結果」の公表
 県では、行政活動の成果などを自ら検証し、改善に結びつけ、質を高めるため、行政評価（施策・事務事業マネジメント）を実施しています。

このほど、平成16年度に実施した行政評価に基づく、施策及び事務事業の見直し結果を公表しました。

ぜひご覧いただき、ご意見・ご感想をお寄せください。

新潟県では、行政評価を含む行政施策・事業の検証、見直しの仕組みのことを「施策・事務事業マネジメント」と呼んでいます。

公表

3月上旬

「見直し結果」の閲覧

・県庁ホームページ

[http://www.pref.niigata.jp/sougouseisaku/chousei/mana](http://www.pref.niigata.jp/sougouseisaku/chousei/management/)

[gament/](http://www.pref.niigata.jp/sougouseisaku/chousei/management/)

・公表用冊子

各地域振興局

行政情報センター（県庁）

県立図書館

県議会図書室

県立文書館

などで閲覧できます。

問い合わせ

総合政策部調整課活力づくりグループ

025・280・5113

個別労働関係紛争のあつせん

個別労働関係紛争のあつせん

個別労働関係紛争のあつせん

あつせん

個人とは、個々の労働者と事業主との間に発生した労働条件等に関する紛争（個別労働関係紛争）を、新潟県労働委員会のあつせん員が公平・中立な立場で、労働者と事業主の言い分を聞き、解決のための適切な助言などを行うことによつて、双方の利害を調整し、早期解決を促す制度です。

あつせんの申請は、当委員会に直接申請する方法のほか、新潟労働事務所、長岡地域振興局又は上越地域振興局を経由して申請する方法があります。

日時・会場

あつせん日時は、労働者と事業主の都合に配慮して当委員会が決定します。

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

あつせん会場は、県庁をはじめ、村上、長岡、六日町、上越、佐渡の地域振興局などで

主催

新潟県労働委員会

問い合わせ

新潟県労働委員会事務局（総務課調整審査第2係）

025・280・5546

新潟 名古屋方面路線が

増便されました

新潟 名古屋方面路線が

増便されました

新潟 名古屋方面路線が

増便されました

新潟 名古屋方面路線が

増便されました

新潟 名古屋方面路線が

増便されました

新潟 名古屋方面路線が

増便されました

新潟 名古屋方面路線が

増便されました

新潟 名古屋方面路線が

増便されました

新潟 名古屋方面路線が

増便されました

新潟 名古屋方面路線が

増便されました

新潟 名古屋方面路線が

増便されました

町長日誌

2月

1日 種村県議会議長母葬儀／課長会議／三俣地域振興対策打ち合わせ

2日 南魚沼森林組合理事会／広域総務消防委員会

3日 湯沢町経済復興対策委員会／三俣地域振興対策要望

4日 予算査定／水田農業推進協議会

5日 観光事業抜本改革検討会視察研修

6日 三役会議／市町村職員共済組合業務運営研究部会

7日 課長会議／フリースタイルFISワールドカップ新潟・苗場大会

8日 全中スキー大会出場選手表敬訪問／湯沢町スキー場

9日 振興協議会理事会

10日 朝日タイムス取材／新潟県農林公社役員会

11日 南魚沼職業能力開発運営協議会／日赤新潟支部評議員会

12日 新潟県町村会運営検討会議／県町村会理事会／新潟

13日 県市町村職員共済組合協議会

14日 観光事業抜本改革検討会／全国森林レクリエーション協会理事会

15日 新潟県市町村総合事務組合協議会／観光事業抜本改革

16日 検討会

17日 補正予算査定／雪国館リニューアル審査会／塩沢・

18日 湯沢道路期成同盟会要望／南魚県友会

19日 定期監査／観光事業抜本改革検討会

20日 新潟県町村会定期総会／財政健全化対策会議

21日 魚沼地域特別養護老人ホーム組合協議会／広域連合長

22日 会議

23日 新潟県市町村振興協合理事会／新潟県市町村職員共

24日 済組合理事会／町政懇談会

25日 広域連合協議会／地域の声を聞く会（湯沢高校）

28日

美術愛好者作品展のご案内

昨年10月の中越大震災により、湯沢町総合文化祭が中止となりましたが、風評被害等で、気持ちが沈みがちな中、少しでも元気を取り戻したいと有志により「美術愛好者作品展」を計画しました。

皆さん、ぜひおいでください。

【日時】

3月19日(土)～21日(月)
午前9時～午後5時
(最終日は、午後3時30分まで)

【会場】
湯沢町公民館

【展示作品】
絵画、書道、写真、彫刻
彫金、工芸ほか



入学・卒業お祝金を贈呈します

父または母が単身、もしくは祖父母と18歳未満の子どもで構成されている世帯の方で、次のすべてに該当する方は、地区の民生委員を通じて申請してください。

湯沢町に住所を有していること。

小学校に入学または中学校を卒業する子どもがいること。

町民税の所得割課税世帯で

ないこと。

特定の人から生活費及び養育費を受けていないこと。

【金額】
5,000円

【申請期限】
4月11日(月)

この財源は、福祉に役立てて欲しいという町民の皆さんからの貴重な寄付金(2月末現在、111万6千円)が充てられます。

【申請・問い合わせ】

湯沢町社会福祉協議会
784・4111

無料相談
相続・遺言・介護・福祉

高齢者・知的障害者・精神障害者・身体障害者の方の、相続・遺言・介護・福祉・成年後見申立及び介護保険などに関する問題につき、司法書士及び社会福祉士が相談を受け、問題解決のアドバイスをします。

【日時】

3月20日(日)

午前10時～午後4時

【面接会場】

ながおか市民センター

(長岡市大手通2 2 6)

0258・35・0065

(当日のみ)

面談による相談は予約制です。面談を希望する方は、事前に予約してください。相談は無料で、秘密は厳守します。

【予約・問い合わせ】
リーガルサポートセンター
025・228・1727

可燃ごみ処理施設
受付時間を変更します

・土曜日

午前9時～正午
午後1時～午後5時

【問い合わせ】

南魚沼地域広域連合
環境衛生センター
782・0339

環境衛生センターの可燃ごみ処理施設では、平日午後7時まで受付を行っていましたが、4月1日(金)から、次のとおり受付時間を変更します。

【受付時間】

お誕生おめでとうございます

2月8日 内野 優美さん

ご逝去お悔やみ申し上げます

2月21日 須藤 ハルエさん

類似文字で表記する場合があります。ご了承下さい。広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。

今月の納税等

国民健康保険税(第9期)
下水道事業受益者負担金(第4期)

納期限は、3月31日(木)です。
口座振替納付の方は、3月28日月に引き落としさせていただきます。
納税相談は、収納課(784 - 3056)で受け付けています。どうぞ、ご利用ください。